

# 鳥取縣公報

昭和十六年十一月十八日  
第一千二百八十五號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 縣令

### ◇鳥取縣令第六十五號

大正十五年七月鳥取縣令第百一十一號市町村長委任事項中左ノ通改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

### 市長委任事項

九 削 除

十一 「市立小學校長 教員」ヲ削ル

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第八百八十五號

鳥取縣公報

每週 曜日發行

(休日ニ當ル  
時ハ翌日)

昭和十六年十一月十八日  
第一千二百八十五號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

一

00506

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル木蠟ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

木蠟最高販賣價格

(正味一斤當)

販賣業者最高販賣價格

種	別	等	級	販賣業者最高販賣價格
生	蠟	特	等	七圓
同		上	等	七六
同		一	等	七三
同		二	等	七一
同		三	等	六八
同		外	等	六六
白	蠟	特	等	九七
同		上	等	九一
同		一	等	八九
同		二	等	八六
同		外	等	七九

(イ) 本表ノ價格ハ賣主店先渡ノ價格トシ荷造包裝費ヲ含ムモノトス

00507

◇鳥取縣告示第八百八十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル苜蓿炭ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

本縣產苜蓿炭最高販賣價格

一箇當規格 單位 製造業者最高販賣價格

販賣業者最高販賣價格

直徑 一寸七分	三〇箇入一袋	七五錢	九〇錢
直徑 一寸	六〇箇入一袋	五〇錢	六〇錢

本表價格ハ賣主店先渡價格トス

◇鳥取縣告示第八百八十七號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣みやま會

(ロ) 地 區 鳥取縣一區

二 構成員タル資格

地區内ニ於テみやま染、ミヤコ友禪染料及其ノ附屬品ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額 別記ノ通

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年十一月十八日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

品 名	銘 柄	規 格	單 位	卸賣價格	單 位	小賣價格
直接 みやま染	家庭染料	半反分小瓶	一打	一、八〇	一打	〇、二〇
酸性 みやま染	家庭染料	半反分小瓶	一打	二、八〇	一打	〇、三〇

ミヤコ友禪染料	柄付用染料	一反分函入	一打	二、七〇	一函	〇、三〇
みやま 青花紙	下繪描用	一反分紙袋入	一打	〇、九六	一袋	〇、一〇
みやま 青花液	下繪描用	二五グラム小瓶	一打	〇、九六	一瓶	〇、一〇
ミヤコハイドロ	色 拔 劑	四〇グラム小瓶	一打	二、四〇	一瓶	〇、二五
ミヤコサクサン	染色助劑	三〇グラム小瓶	一打	〇、七七	一瓶	〇、〇八
ミヤコ友禪染用ノリ	染色助劑	ペイクライト製 三十枚入一函製 七、五×七、五種	一函	一、九二	一枚	〇、〇八
ミヤコ机上絞り器	絞り染用	金 屬 製	一組	〇、六四	一組	〇、八〇
ミヤコ式 三角形板絞り器	絞り染用	木製四枚ノ	一組	〇、二〇	一組	〇、二五
ミヤコ式 長方形板絞り器	絞り染用	大六×二三種 小二五×二三種	一組	〇、二〇	一組	〇、二五
ミヤコ式 村雲 絞り器	絞り染用	木 製	一組	〇、二八	一組	〇、三五
家庭染色法	絞り染の巻	四、六版一七三頁	一冊	〇、四〇	一冊	〇、五〇
染色讀本	友禪染の巻	菊版五〇頁	一冊	〇、〇八	一冊	〇、一〇
染色讀本	友禪染の巻	菊版四〇頁	一冊	〇、〇八	一冊	〇、一〇
染色讀本	ローケツ染の巻	菊版四五頁	一冊	〇、〇八	一冊	〇、一〇
ミヤコ友禪型紙	友禪柄置用	四五×二五種 磁引和紙	一枚	〇、〇八	一枚	〇、一〇

00510

ミヤコ友禪 紗張り紙	友禪柄置用	四五×二五種 紗張り	一枚	〇、二四	一枚	〇、三〇
ミヤコ絞リ圖案集	絞リ下繪用	二枚紙袋入り	一部	〇、〇八	一部	〇、一〇
ミヤコロケット圖案集	ローケツ下繪用	四枚紙袋入り	一部	〇、一六	一部	〇、二〇
ミヤコ絞リ型紙	絞リ下繪用	模造紙濫引キ	一枚	〇、〇八	一枚	〇、一〇
色合セカード	染色參考	厚紙セロハン四枚	一組	〇、一六	一組	〇、二〇
友禪型紙見本帳	染色參考	九〇頁	一冊	〇、四〇	一冊	〇、五〇
みやま染色標本	染色參考	一反分小瓶	一部	〇、二四	一部	〇、三〇
ミヤコウシオブルー	バット染料	一反分小瓶	一打	四、八〇	一瓶	〇、五〇
ウシオソーマ	染色助劑	一五グラム小瓶	一打	一、四四	一瓶	〇、一五
アルス染料	手藝用染料	三〇グラム大瓶	一打	二、四〇	一瓶	〇、二五
アルス染料	手藝用染料	三〇グラム小瓶	一打	四、三二	一瓶	〇、四五
ミヤコ防水劑	防水加工用	三〇グラム大瓶	一打	二、八八	一瓶	〇、三〇
ミヤコ防水劑	防水加工用	三〇グラム小瓶	一瓶	一、六〇	一瓶	二、〇〇

註 本表價格ハ荷造包裝費ヲ含ミ何レモ賣主店頭渡價格トス

◇鳥取縣告示第八八十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ、組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月十八日

00511

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣富士ロープ製造販賣業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ富士ロープノ製造又ハ販賣ヲ營ム者

三 統制令第三條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種 別	品 種	規 格	單 位	生 産 者 最 高 販 賣 價 格	卸 賣 業 者 最 高 販 賣 價 格	小 賣 業 者 最 高 販 賣 價 格	備 考
富士ロープ	特上	四分	一貫	九、八〇	一〇、六〇	一二、七〇	再燃
同	同	五分	同	九、三〇	一〇、〇〇	一二、〇〇	同
同	同	六分	同	九、三〇	一〇、〇〇	一二、〇〇	同
同	同	七分	同	一〇、五〇	一一、三四	一三、六〇	同
同	同	八分	同	一〇、五〇	一一、三四	一三、六〇	同
同	同	一寸	同	一〇、五〇	一一、三四	一三、六〇	同

本表價格ハ賣主店先渡標價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年十一月十八日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第八百八十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 東亞特種耐久防水紙加工組合
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

品 名	規 格	目 方	單 位	製造業者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
大人用紙製防寒チヨツキ	身丈 二、三、五尺 身巾 二、五〇尺	一七匁以上	一枚	圓 五八	圓 七〇

兒童用紙製防寒チヨツキ

身丈

一、二、五尺  
二、二〇尺

一一匁以上

同

、五三

、六四

一 本表價格ハ賣主店先渡價格トス

二 本表製品ノ使用原紙ヲ昭和十六年二月二十六日商工省告示第五百十三號擬革原紙二號品ヲ使用セルモノトス

- (ロ) 實施ノ日 昭和十六年十一月十八日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第八百九十號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組員タル資格ヲ有スル者ニシテ組員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 鳥取縣總組合
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 組員タル資格

地區内ニ於テ麵ノ製造並ニ販賣ヲ業ト爲ス者

00514

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額	種別	單位	加工賃
	米麴加工賃	原料白米一升ヲ麴トナシ四百六十五匁渡シ	〇、一六
	麥麴加工賃	原料白麥一升ヲ麴トナシ四百三十匁渡シ	〇、一五
	(ロ) 實施ノ日	昭和十六年十一月十八日	
	四 認可ニ附シタル條件		
	(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ		
	(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ		

◇鳥取縣告示第八百九十一號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納並交付セリ  
昭和十六年十一月十八日

區分	番號	返納年月日	鳥取縣知事	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	一	昭和十六年十月三十日返納	入田三郎	米子財務出張所	屬	池田久次
縣稅滯納者財產差押證票	一	同	同	同	同	同

00515

縣稅檢査章  
縣稅滯納者  
財產差押證票

一	昭和十六年十一月六日交付	同	同	長尾峯好
一	同	同	同	人

◇鳥取縣告示第八百九十二號

鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習部規程ヲ左ノ通之ヲ定ム  
昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 入田三郎

鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習部規程

第一章 總則  
第一條 本蠶業講習部ハ蠶業ニ關スル學理並技術ヲ授ケ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養シ以テ農村中堅蠶業指導者ヲ養成スルヲ以テ目的トス  
第二條 本蠶業講習部ハ鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習部ト稱シ鳥取縣東伯郡日下村大字上井五百四十六番地鳥取縣蠶業試驗場内ニ設置ス  
第二章 科並教授及訓練期間  
第三條 本蠶業講習部ノ課程並教授及訓練期間ヲ定ムルコト左ノ如シ

研究科 六ヶ月以内  
第三章 教授及訓練科目並時數  
第四條 學年ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ分ケテ左ノ三學期トス  
第一學期 自四月 至九月  
第二學期 自十月 至十二月  
第三學期 自一月 至三月  
第五條 本蠶業講習部ノ教授及訓練課程左ノ如シ

教授及訓練科目	教授及訓練課程	時數
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得	四〇
普通學科	國語、國史、數學、理科	六〇
教授及訓練科目	教授及訓練課程	二〇
講習科研究課		五〇

職業科	
蠶業凡論、蠶業經營、養蠶、蠶種製造、桑樹栽培、桑樹病虫害、蠶体病理、消毒、蠶体解剖、蠶体生理、品種改良、製糸、屑物整理、顯微鏡使用、蠶糸業法規、土壤、肥料、氣象、蠶種検査、蠶具製造、殺蛹乾繭貯蔵、蠶種桑繭生糸審査、蠶種保護	四六〇一〇〇

教練科	
教練、体操、競技、武道	九〇七〇
計	六五〇二一〇

職業科ノ實習ハ前表時間以外ニ不定時之ヲ課スルモノトス  
 第六條 本蠶業講習部ノ教授及訓練ノ時期及時刻ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ業務ノ状態其ノ他必要ト認ムル場合ハ場長ニ於テ之ヲ變更スルコトアルベシ

月	講習科	研究科	教授及訓練時刻
	教授及訓練日数	教授及訓練日数	

三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月
二〇	二三	二〇	二二	二四	二六	三〇	三一	三一	三〇	三一	二〇
一〇〇	一一五	一〇〇	一〇五	一二〇	六〇	同	同	同	同	不定時	五〇
同	同	同	同	同	同	三〇	三一	三一	三〇	三一	二〇
同	同	同	同	同	同	三〇	三五	三五	三〇	三〇	五〇
同	同	同	同	至自	至自	同	同	同	同	至自	至自
				午前九時	午前八時					午後五時	午後四時

計	三〇七七	六五〇	一七三三	二一〇〇
---	------	-----	------	------

養蠶實習中ハ日曜祝祭日ト雖モ休業セズ

第七條 病氣其ノ他止ムヲ得ザル事情ノ爲所定ノ教授及訓練ヲ受クルコトヲ得ザルトキハ之ヲ補充ノ爲隨時教授及訓練ヲ行フモノトス

第四章 休業日

- 第八條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニハ祝賀ノ式ヲ行フ
- 第九條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ養蠶實習中ハ休業セズ
  - 一 日曜日
  - 一 大祭祀日
  - 一 本場創立記念日
  - 一 冬期休業 自十二月二十六日至翌年一月八日

第五章 入學、退學

- 第十條 生徒ノ入學期ハ毎年四月トス
- 第十一條 入學セシムベキ生徒ノ定員ヲ左ノ通り定ム
  - 講習科 二〇名以内
  - 研究科 一〇名以内
- 第十二條 講習科生徒及研究科生徒ノ學資ハ自辨トス

第十三條 授業料ハ之ヲ徴收セズ

第十四條 講習科生徒及研究科生徒ニハ手當ヲ支給スルコトアルベシ

第十五條 講習科生徒及研究科生徒ハ場内ニ寄宿スルモノトス但シ本場ノ都合ニヨリ又ハ願ニ依リ通學セシムルコトアルベシ

第十六條 講習科入學志願者ハ講習中家事ノ係累ナク左ノ各號ニ該當スルモノタルベシ
 

- 一 國民學校高等科ヲ終了セル年齢滿十四歳以上ノ男子
- 二 品行方正身体強壯ナル者

第十七條 講習科入學志願者ハ三月二十日迄ニ入學願書(第一號様式)ニ履歴書(第二號様式)及身体検査書ヲ添ヘ蠶業試験場長ニ差出スベシ

第十八條 場長必要ト認ムルトキハ左記科目ニ就キ試験ヲ行ヒ其ノ成績ニ依リ入學ノ許可ヲ決定スルコトヲ得
 

- 一 作文
- 一 算術
- 一 理科

第十九條 入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ直ニ父兄後見人又ハ親族ニシテ成年以上ノ男子タル保證人ノ連署ヲ以テ誓約書(第三號様式)ヲ場長ニ差出スベシ

第二十條 疾病其ノ他正當ノ事由ニ依リ引續キ一ヶ月以上修學スルコト能ハザル者ハ願ニ依リ休學者ハ退學ヲ許可スルコトヲ

00518

ルベシ

第二十一條 研究科入學志願者ハ本場講習科又ハ蠶業學校若ハ農學校ノ卒業者ニシテ場長ニ於テ適當ト認メタルモノニ限ル

第二十二條 研究科入學志願者ハ研究事項及在學期間ヲ記シタル願書ニ履歷書ヲ添付シ場長ニ差出スベシ

第二十三條 研究科生徒ハ其ノ研究シタル事項ニ就キ研究報告書ヲ作成シ期間滿了後一ヶ月以内ニ之ヲ場長ニ差出スベシ

第六章 修得及卒業

第二十四條 講習課程ノ卒業及研究事項修得ノ認定ハ生徒ノ出席時數及平素ノ成績ヲ參酌シ場長之ヲ査定ス

第二十五條 講習科卒業者ニハ卒業證書(第四號様式)ヲ研究科修得者ニハ修得證(第五號様式)ヲ授與ス

第七章 賞 罰

第二十六條 在學中品行方正學術優等ニシテ他ノ模範タルベキ者ニハ講習修了ノ際褒賞ヲ授與スルコトアルベシ

第二十七條 講習科生徒及研究科生徒ニシテ其ノ本分ニ違背シタル者ハ其ノ情狀ニヨリ左ノ懲戒ニ處ス

- 一 譴責、謹慎、停學、退學

第八章 雜 則

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ退學ヲ命

ズルコトアルベシ

- 一 學術劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 二 正當ノ事由ナクシテ引續キ一ヶ月以上欠席シタル者

若ハ出席常ナラザル者

第二十九條 講習科生徒及研究科生徒ニシテ本場備付ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ其ノ情狀ニヨリ現品若ハ其ノ代價ヲ辨償セシムルコトアルベシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
大正十三年八月十一日鳥取縣告示第二百三十四號鳥取縣蠶業試驗場講習規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和十六年度鳥取縣蠶業試驗場講習規程ニヨリ入學ヲ許可セラレタル講習生及研究生ハ本規程ニヨリ入學ヲ許可セラレタルモノト見做ス  
本規程施行ニ關シ必要ナル細則ハ鳥取縣蠶業試驗場長ニ於テ之ヲ定ム

第一號様式

入 學 願

私儀貴場蠶業講習部講習科志願ニ付入學御許可相成度別紙履歷

00519

書身体検査書相添(此段相願候)

受驗場所

年 月 日

本籍

現住所

氏 名

◎

鳥取縣蠶業試驗場長

殿

第二號様式

履 歷 書

本籍

現住所

族籍職業戶主又ハ戶主トノ續柄

氏 名

◎

生 年 月 日

學 業

一 何年何月何學校ニ入り何年何月卒業又ハ退學

一 何年何月ヨリ何年何月マデ何業ニ就キ何學修業

實 業

一 何年何月ヨリ何年何月マデ何所ニ於テ何業ニ従事ス

賞 罰

一 何年何月何所ニ於テ何々ニ依リ賞又ハ罰ヲ受ケ

右ノ通り相違無之候

年 月 日

右

氏 名

◎

第三號様式

誓 約 書

私儀在學中ハ固ク諸規則ヲ遵守シ専心勉學可仕仍テ誓約候

年 月 日

本籍

現住所

族籍職業戶主又ハ戶主トノ續柄

氏 名

◎

生 年 月 日

右何某儀貴場蠶業講習部 科生徒トシテ入學御許可相成候ニ

就テハ諸規則命令固ク相守ラセ尙本人在學ニ係ル一切責任ハ私

ニ於テ引受可申仍テ保證候

本籍

現住所



00520

族籍職業入學者トノ關係

保證人 氏 名 ④

生年月日

第 號

鳥取縣蠶業試驗場長 殿

修 得 證

生年月日

印 場

氏 名

印 場

本場蠶業講習部講習科ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス  
年 月 日

右ハ本場蠶業講習部研究科生徒トシテ  
.....月間.....ノ事項ニ付キ研究シタルコトヲ證ス  
年 月 日

鳥取縣蠶業試驗場長 位勳 氏 名 ④

鳥取縣蠶業試驗場長 位勳 氏 名 ④

◇鳥取縣告示第八百九十三號

昭和十六年十一月十八日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下附セリ  
昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

00521

免許證番號

住 所

氏 名

- 一、三三七三 岩美郡岩井町大字治五百十八番地 小 谷 梅 雄
- 一、三三七四 東伯郡由良町由良宿千七百九十三番地三 田 守 鹿 藏
- 一、三三七五 氣高郡明治村大字檜原八百五番地 加 藤 光 二 郎
- 一、三三七六 東伯郡安田村大字湯坂百六十七番地 秦 野 金 藏
- 一、三三七七 氣高郡大和村大字横枕四一八番地 西 村 千 代 藏
- 一、三三七八 岩美郡福部村大字八重原二四七番地 北 邦 仲 藏

◇鳥取縣告示第八百九十四號

動力糶摺業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ  
昭和十六年十一月十八日

免許證番號

住 所

氏 名

- 三六二 西伯郡法勝寺村大字福頼十五番地 加 藤 政 治
- 五七 岩美郡福部村大字高江百三十七番地 谷 岡 爲 治

◇鳥取縣告示第八百九十五號

米子市畜産組合ニ對シ米子常設家畜市場御來屋、大幡分場開設ノ件許可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依リ賣買交換及禁止區域左ノ通り指定ス  
昭和十六年十一月十八日

市場名	開設地	鳥取縣知事	入	田	三	郎
米子常設家畜市場御來屋分場	西伯郡御來屋町字東岡山	取扱家畜	開	催	日	禁止區域
同	同	牛馬	每月十二日、二十三日			米子市一圓 西伯郡一圓
大幡分場	同	牛馬	每月五日、二十日			同

◇鳥取縣告示第八百九十六號

東伯郡畜産組合ニ對シ倉吉常設家畜市場穴鴨、旭、松崎、關金、金市、赤碕各分場開設ノ件許可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依リ賣買交換及禁止區域左ノ通指定ス

昭和十六年十一月十八日

市場名	開設地	鳥取縣知事	入	田	三	郎
倉吉常設家畜市場	東伯郡倉吉町大字東町四四一番地	取扱家畜	開	催	日	禁止區域
同	同	牛馬羊豚	每	日		東伯郡一圓
穴鴨分場	同	同	每月十九日			同
同	同	同	每月十五日、三十日 (但二月二十八日)			同
旭分場	同	同	每月十日			同
同	同	同	每月五日、二十日			同
松崎分場	同	同	每月九日、二十四日			同
同	同	同	每月八日、二十三日			同
關金分場	同	同	同			同
同	同	同	同			同
金市分場	同	同	同			同
赤碕分場	同	同	同			同

◇鳥取縣告示第八百九十七號

米子市畜産組合ニ對シ米子常設家畜市場業規程第三條中市場開催日變更ノ件左ノ通十一月十八日付認可セリ

昭和十六年十一月十八日

市場名	開設地	鳥取縣知事	入	田	三	郎
米子常設家畜市場澁江分場	同	變更開催日	每月十三日、二十三日			
同	同	同	每月十五日、二十五日			
同	同	同	每月十四日、二十四日			

◇鳥取縣告示第八百九十八號

米子市畜産組合ニ對シ御來屋、大幡、澁江、米子、法勝寺各定期擔糶市場業務規程第三條中市場開催日變更ノ件十一月十八日付認可セリ

昭和十六年十一月十八日

市場名	開設地	鳥取縣知事	入	田	三	郎
御來屋擔糶市場	同	改	正	日	割	
同	同	同	九月九日			十一月
大幡 同	同	同	十五日			十一月
澁江 同	同	同	十一日			十一月

00524

◇鳥取縣告示第八百九十九號

東伯郡畜産組合ニ對シ(旭、關金、倉吉、金市、赤碕)各定期續騎驢市場業務規程第三條中市場開催日變更ノ件左ノ通十一月十八日付認可セリ

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

市場名	三月	六月	九月	十二月	三月	六月	九月	十二月
旭定期續騎驢市場	十五日	十九日	三日	七日	十四日	十九日	一日	八日
關金 同	十六日	二十日	四日	九日	十五日	二十日	二日	十日
倉吉 同	十七日 十八日	二十一日 二十二日	五日 六日 十九日 十九日	十日 十一日 十二日	十六日 十七日	二十一日 二十二日	三日 四日 十九日 十九日	十一日 十二日 十三日 十四日
金市 同	十四日	二十三日	七日	六日	十三日	二十三日	五日	七日
赤碕 同	十三日 十二日	二十四日	八日	五日	十二日	二十四日	六日	五日

◇鳥取縣告示第九百號

東伯郡畜産組合ニ對シ穴鴨、金市定期家畜市場廢止ノ件十一月十八日付認可セリ

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

◇鳥取縣告示第九百一號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左記ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

- 一 建築主ノ住所氏名 鳥取市藪片原四十五番地ノ三 山野製紙所 島 田 養 之 助
- 一 建築物ノ場所 鳥取市西品治町三七七ノ五、三八〇ノ二、三八〇ノ四、三七七ノ二、三八一ノ一、三八三、三八四ノ一、六〇、六〇ノ二番地
- 一 建築物ノ用途 製紙工場
- 一 建築物ノ構造種別 木造屋根瓦葺平家建
- 一 建築物ノ面積 建築面積 一一七、三二平方米  
突出セル部分 九〇、九七平方米
- 一 命令事項
  - 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
  - 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期限内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
  - 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
  - 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

00525

鳥取縣告示第九百二號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

被保險者證  
記號 番號

被保險者氏名

工場事業場又ハ事務所  
所在地並名稱

無効トナリタル被保  
險者證交付年月日

無効トナリタル  
年月日

職名

職名

鳥取市元魚町二丁目  
島屋洋品雜貨店

一五、八、七

一六、一〇、九

鳥取縣告示第九百三號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

被保險者證  
記號 番號

被保險者氏名

工場事業場又ハ事務所  
所在地並名稱

無効トナリタル被保  
險者證交付年月日

無効トナリタル  
年月日

職名

職名

鳥取市東品治町  
日ノ丸自動車株式會社

一五、九、一八

一六、一〇、七

米いは

鹽根 政雄

米子市祇園町  
株式會社 石黒造船所

一四、一〇、二四

一六、一〇、八

鳥よね

坂田 秀雄

鳥取市東品治町  
吉谷機械製作所

九、一〇、三

一六、一、三〇

鳥され

綱師 竹市

鳥取市吉方  
澤田 鐵工所

一五、一二、一九

一六、一〇、七

鳥取縣告示第九百四號

鳥ひ	六六〇	福田 喜代治	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	一五、九、一八	一六、一〇、七
米よ	八三四	幡原 昶	米子市久米町 米子 製鋼所	一二、一〇、二五	一六、三、一五
西はは	五	磯子 ヨシ	西伯郡外江村 濱田 榮太郎	一五、三、二六	一六、一〇、二
鳥とき	六三	前田 義國	鳥取市吉方 鳥取自動車運輸有限會社	一六、二、一三	一六、九、一五
米ふへ	九	稻田 かほる	米子市道笑町三丁目 富士纖維 米子工業所	一五、一一、一五	一六、九、二六
米いは	四二五	島崎 一	米子市祇園町 株式會社 石黒造船所	一六、四、一六	一六、九、五
鳥いは	七	福田 基義	鳥取市若櫻町 石 脇 製箸所	一一、七、二四	一六、三、一五
鳥こ	六	山根 春夫	鳥取市片原二丁目 龜甲屋 小谷治郎平	一〇、三、一三	一六、九、二四
東め	二〇二	藤川 一己	東伯郡倉吉町 明治機械製作所	一五、九、二九	一六、九、一五
日いい	三七	戸崎 勝男	日野郡日野上村 入澤 製材所	一六、六、二五	一六、一〇、一八
鳥さい	一六	山根 二郎	鳥取市東品治町 山陰モーター商會鳥取支店	一六、五、二四	一六、一〇、二四
鳥と	一六八	山本 武久	鳥取市西町 鳥取木工株式會社	一〇、七、一	一五、一〇、一五

00528

明治四十四年二月二十二日鳥取縣告示第四十八號市町村立小學校教員俸給ニ關シ市ニ準ズベキ町指定ハ之ヲ廢止ス  
 昭和十六年十一月十八日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第九百五號

昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ昭和十七年度前期甲種飛行豫科練習生ヲ左ノ要項ニ依リ徵募セラル  
 昭和十六年十一月十八日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

第一 志願者ノ資格

(一) 年 齡

計算 期 日

年 齡

出 生 年 月 日

昭和十七年十二月一日現在

滿十六歲以上  
 滿二十歲未滿

自 大正十一年十二月三日  
 至 大正十五年十二月二日

(二) 學 歷

制限ナシ

(三) 學 力

中學校第三學年終了程度ノ學力ヲ有スル者

第二 志願書提出期日

00529

志願者ハ左ノ書類ヲ昭和十六年十二月十五日迄ニ到達スル如ク市町村長經由知事ニ提出スベシ

(一) 海軍志願兵志願書(様式第一)

(二) 寫眞一葉

志願書提出前六ヶ月以内ニ撮影セル半身脱帽手札形寫眞ノ厚臺紙付(覆裝ナキモノ)ニシテ表面餘白ニ本籍地氏名(氏名ニハ振假名ヲ付ス)ヲ自書シタルモノ

(三) 所見表

最終修學ノ學校長證明ノ甲種飛行豫科練習生所見表

第三 徵募検査

徵募検査ヲ分チテ身体検査、學力試験口頭試問トシ學力試験及口頭試問ハ身体検査合格者ニ就キ之ヲ行フ  
 検査期日

項目	検査場所	検査区域	検査期日及開始時刻	試験科目
身体検査	鳥取市	鳥取縣一圓	昭和十六年十二月二十二日 午前八時	
學力試験	鳥取縣立鳥取第一中學校	鳥取縣一圓	昭和十六年十二月二十三日 午前八時 昭和十六年十二月二十四日 午前八時	數學、理化學、國漢文 英語、地理歴史、口頭試問

第四 第二次検査

00530

檢査期日 場 所 摘 要

第五 採用者入隊期日及場所 岩國海軍航空隊 本受檢者出頭通知二月上旬

入隊期日 場 所 摘 要

昭和十七年四月一日午前八時 土浦海軍航空隊 採用通知 三月上旬

第六 受檢者ノ注意

- (一) 志願者ハ檢査開始時刻ノ三十分前迄ニ檢査場ニ參集スルコト
- (二) 檢査前日ハ必ズ入浴シ身体ヲ清潔ニナシ安眠スルコト
- (三) 鉛筆、ナイフ、消ゴム、辨當、風呂敷ヲ携帯スルコト
- (四) 國民學校初等科六年以上ノ通信簿、青年學校手帳、中等學校學籍簿等ハ之ニ準ズルモノ又ハ學業ニ關スル書類等ヲ持參スルコト

(様式第一)

海 軍 志 願 兵 志 願 書

本籍地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地  
 現居住地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地(何某方)  
 戸主トノ續柄 戸主何某 何々

00531

氏 名 (右側ニ振假名ヲ附ス)

大正 年 月 日生

一 希望兵種 甲種飛行豫科練習生

一 修學程度 何學校卒業(何學校第何學年在學中若ハ終了)

一 現職業

一 現居住地ニ移轉年月 昭和 年 月(志願書提出前六ヶ月以内ニ移轉シタルモノニ就キ記入ス)

右甲種飛行豫科練習生ヲ志願致度此段出願候也

昭和十六年 月 日

本 人 氏 名 印

現 住 地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地

戸 主 氏 名 印

(親權者又ハ後見人)

鳥取縣知事 八田三郎 殿

彙

報

新嘗祭を迎へて

縣民舉つて神社に詣て  
食糧増産達成を誓はん

(社寺兵事課)

来る十一月二十三日は新嘗祭の當日であつて、畏くも 天皇陛下に於かせられては當夜午後五時三十分御湯の御儀の後、宮中の神嘉殿に進御しまして六時より八時に至る夕の御儀、十一時より翌午前一時に至る曉の御儀を御親ら行はせられ、當年の新穀を神々と共に聞食さるる宮中第一の嚴儀を行はせ給ふ大祭日である。

我が國は古へより豊葦原の瑞穂の國として農を以て國の本とし尊くも神代の昔皇祖より五穀の種子を皇孫に傳へ給ふて未永く我が國民の食糧とせさせ給ひし神恩を偲び、代々の天皇は年々の始めに祀り、祭り、收穫の終りに神恩拜謝の神嘗、祭りを行はせ給ふこと、まことに限りなくも畏ききはみである。

ふと共に、聖上新穀供御の始に當りてはこの新嘗の祭りを嚴かにとり行はせ給ひ、且つ神宮始め官國幣社以下神社に奉養せしめ給ふこと、まことに限りなくも畏ききはみである。

今や我が國は五ヶ年の支那事變をつけて、しかも最近に至つては世界事情の變遷と共に正に有史以來の大難に足を踏み入れねばならぬ立場にさへ立つてゐるのであるが、東亞の大共榮圏は我が三千年の光輝ある歴史の上に立つ大和民族の自衛上、如何にしても完遂せねばならぬ民族的使命であつて、これを中道にして放棄すれば吾々大和民族は最早や自滅の外ない四圍の情勢にあることは、一億國民の肝に銘じて痛感する處である。従つて萬難を排してこの大業を敢行し、國威を入紘に擧げる以外にわが民族自立の道はないのであるが、これが爲にはあらゆる物資の自給自足、特に食糧の確保といふことは目前に迫つた急務となつてゐる。即ち敵性諸國の我が國に對する包圍は刻々に緊迫化し、全く吾々一億國民の食糧は吾々の自給以外にこれを需めることが出来なくなりつゝあるのである。

そも、我が國は神の御國であつて、神の御裔なる 天皇を中

00533

心として、一億の民心を一つにおほみたからとして無窮の寶祚を守りまつる萬邦無比の國であつて、かしこくも明治天皇の御製にも

我が國は神のすえなり神祭る

昔の手ぶり忘るなよゆめ

と仰せられてゐるのであるが、こゝに我が國が一大飛躍して國威を入紘に輝かさんとする時にあつて、一段と神祇の鴻恩を奉謝して祭祀を行ふことのしほ重大なることを痛切に感ずる次第である。

さればこの非常時局下に新嘗祭を迎へ、 天皇陛下の寒夜御潔齋御祭祀の大御心を體し奉りて、國民ひとしく神祇の大恩を謝し奉り、いよゝますく心を新にして食糧増産にいそしみまする赤誠を捧げねばならないのである。

本縣に於ては今年始めより總力を擧げて種々の不如意なる條件と闘ひながら、食糧の増産に縣命の努力を重ねて來たのであるが稲作に於ては天候思ふにまかせ九月二十日の第一回豫想に十三萬石の減收を示し、第二回豫想に如何なる數字が現はれるかを心配して居る處である。従つて今秋の麥作付については、極力作付面積を増加してその増收の確保に邁進すると共に、更に桑園をも整理して麥増産に各位の縣命の努力を期待してゐるのであるが、

吾々はこゝに新嘗祭を迎ふるにあたりて今秋の稲作減收をこの重大國難に對處する縣民への神の試練と考へて、ますく渾身の努力を盡してその増産に奮勵すべきことを誓ひ奉らねばならぬと思ふ次第である。

茶殻馬糧化報國運動

馬料効果は麥の七割  
乾燥保存して回收へ

(農務課)

縣では今回婦人團體及び畜産組合聯合會を事業主体として縣下全般に亘り茶殻馬糧化報國運動を實施することになつた。

すべての植物でも新芽はいろくの大切な成分を含んでゐるが、茶の中には特に蛋白質やビタミンC、カフェイン等の重要成分が多く含まれてゐるのであつて、吾々が茶を嗜好飲用するものもこれらを攝つて元氣を出す爲である。然るに一たん使用した茶の殻の中にもなほその成分は多量に残つてゐて、蛋白質は米麥の約二倍から三倍、脂肪も多量に含まれてゐるし、骨を作るに大切な石灰分や燐酸も豊富にあり、ビタミンCも残つて居り、又カフェ

00534

インの残存も相當あつて、これは馬の疲勞の回復、利尿緩下等の良作用もあるから、これを馬糞として使用すればその効果は大體大麥の七割、乾草の二倍に當つてゐるのである。

我が國に於ける茶の使用量は大体千五百萬貫に及んで居り、それから出る茶殻は約七百五十萬貫位と見積られてゐる。今茶殻の榮養價值を普通の食糧や飼料の價值に換算して一貫匁五十錢の榮養價值があるとすると三百七十五萬圓となるのであつて、これがこれまで無駄に放棄されてゐることはまことに勿體ないことといはねばならぬ。たかゞ茶殻位といつて居るべき時期ではない。どうかこの茶殻の價值を充分認識して、現下重大時局打開の一方法として戴きたいものである。

なほ、茶殻の蒐集にあつてはよく絞つて水氣を去り、板か廷の上にバラ／＼に擱けて乾かして保存するのであつて、一度乾かした茶殻の上に新しい濡れた茶殻を重ねることは禁物である。面道でも乾いたら一々取り入れて塵芥を混入しないやうに紙袋に入れ乾燥した涼しい處に蓄へて置いて回収に應じて貰ひたい。以下、本縣の茶殻馬糞運動の要領を採録する。

### 回収の區域

一 都市及び農村の區別なく、茶殻の存在する凡ゆる場所について行ふ。

一 有畜農家に於ても自家用消費に餘剩ある場合はこれを都市其の他飼料資源の確保困難な地方に供出せしめる。

### 配給の對象

一 配給は都市其の他飼料資源確保困難な地方の馬を主對象とする。

### 事業の主体

一 指導督勵の事務は縣農務課、學務課、社會教育課に於て行ふ  
一 事業は婦人團體及び畜産組合聯合會の共同主催とし、翼賛會大朝・大毎鳥取支局、日本海新聞社の後援を求むる。但し郡部にあつては其の郡畜産組合に畜産組合聯合會の事務を代行せしめることがある。

### 回収の方法

一 回収に關する事務の統制は婦人團體が行ふ。  
一 回収は隣組を通じて婦人團體が行ふ。  
一 官廳、銀行、會社、デパート、旅館、食堂等特別な事情にある回収については、それ／＼代表者と協議して行ふ。  
一 回収については國民學校、青少年團、茶業團體、其の他の團體の協力を依頼する。

### 受渡の方法

一 回収配給の手配及び受渡所の設備等については市町村役場、町内會、部落會等の協力を依頼する。

一 都市に於ては國民學校下別に受渡所を設ける。農村に於ては其の地方の事情を考慮し、大體右の方法に依る。

一 受渡日を定め、各受渡所に於ては婦人團體と畜産組合(又は聯合會)の間に於て現物の受渡を行ふ。其の際は兩者間に於て品質及び數量の檢收を行ふ。

一 受渡所に於て必要な以、筵、俵、秤等の器具は婦人團體に於て準備する。

一 都市及び農村に於て地元消費に餘裕があつて、これを他地方に供給する場合は地元婦人團體、及び畜産組合(又は聯合會)の間に於て供給先婦人團體と現物受渡及び配給の事務を掌る。

### 配給方法

一 配給は畜産組合に於て行ひ、受給馬飼養者は受給日に受渡所に出頭し配給を受ける。

一 受給馬飼育者は現物受取と同時に謝禮金を畜産組合に支拂ひ畜産組合はその儘各婦人團體に分與する。

### 謝禮金

一 謝禮金の受拂ひは婦人團體が行ふ。  
一 謝禮金の金額は乾燥茶殻一貫匁につき十五錢。

00535

一 婦人團體は謝禮金中より運賃諸掛費等を控除し、殘額ある場合は國防獻金其の他緊要なる公共事業に使用する。

### 宣傳

一 茶殻の馬糞價值及び其の回收利用の促進等に關する趣旨の普及徹底については騎乘會、獸醫師會、裝蹄師會、乘馬團體、茶業團體等協力して行ふ。

一 新聞、雜誌、ラヂオ、隣組回覽板等を通じ、一般家庭に要望する。

### 報告

一 各都市婦人團體は毎月の成績を翌月五日までに畜産組合聯合會に報告する。

### 職業指導を主眼とする

#### 國民學校修了者の身體檢査

(職業課)

明年三月卒業の國民學校修了者の職業紹介は、近く公布豫定の勞務調査令の一部分として強制利用を受けることとなり、勞務動員産業に就職せしむべき者の割當は既に先般各關係機關を通じて



各國民學校に割當せられ、目下各學校に於て慎重に其の候補者を豫定中であるが、このやうに強制利用が行はれることになる最も大切なのは職業指導である。

其の内でも最も重要視されるのは智能検査と身体検査であつて智能検査は目下着々實施中であるが、身体検査については從來その大部分が求人者に委せ切りで、國が管理するといふことはなかつたのである。しかし強制利用をするといふことになると、どうしても國が徹底的に身体検査をしなければならぬことになるわけであるから、いよいよこれに關する準備が完了して、本格的に實施することとなつたのである。なほ特に注意しなければならぬのは、この身体検査は職業紹介の爲ばかりでなく保健衛生の上からも、特に結核豫防の爲に重要な事柄であることである。

これが實施に當りては縣職業課、衛生課、學務課が一体となり國民職業指導所及び縣下各學校醫、公私立病院其の他關係機關の絶大なる協力を相俟つて、慎重に精密なる計畫を立て實施しなければならぬので、早速其の準備に取掛けることにしてゐるが、實施の概要は次の通りである。

一 實施項目 身体検査を第一次検診と第二次検診に分ち、第一次検診は身長・体重・胸圍・榮養・背柱・胸廓・眼・耳・皮膚其の他の疾病、異常の検診及びツベルクリン反應検査、第二次検

診はエックス線検査、赤沈検査、喀痰検査其の他の結核性疾患に關する精密検査である。

二 實施對象

第一次検診に於ては就職せしむべき候補者の全部、第二次検診に於ては第一次検診の結果ツベルクリン反應陽性者、疑似性者、及び其の他特に必要と認むる者である。

三 實施方法

第一次検診は縣の指定する期日までに國民學校に於て學校醫がこれを行ひ、第二次検診は縣に於て指定の期日、場所(集合兒童の日歸し得る場所)に於て、縣・國民職業指導所職員、及びその他協力を求むることを得る關係方面の醫師其の他を以て編成する實施班これを行ふ。國民學校に於ては第一次検診の結果に基き、第二次検診を必要とする者を右の指定期日・場所に引率出頭せしめ受檢せしむること。

四 検査結果の判定及び處理

検査の結果はこれを健康者・要注意者・就職不可能者に區分し、速に各實施者より關係國民職業指導所に通知する。國民職業指導所に於てはこれを第一種・第二種・就職不適當に區分して就職紹介に使用し、適正なる配置に資することになる。

概況の如くであるが、明年卒業者の紹介は二月より實施することになつたので、本身体検査は是非共十二月中に完了する必要がある爲十一月中に第一次検診を終り、十二月に第二次検診を完了する筈である。

今回のこの身体検査實施は國の調期的事業であつて、如何に勞務動員計畫に於ける國民學校修了者が重要な給源であるかを物語るものであり、就職者の質的向上を圖つて重要生産の確保に資せんとする緊要の施設であるから、國の方針に基いて是非共圓滿完全なる結果を得たいと思つてゐるので、各關係方面の協力を切望してやまない。

本縣の結婚促進方策  
適正結婚を勵行して  
人口増加國策に順應

(衛生課)

今度の戦争にドイツが勝ちフランスが負けてゐるといふことの原因は、もとより武力や兵器の優劣に基くことは當然であるが、それ以上に國民の出生率の多少といふことが大きな要因をなして

ゐるといはれる。一國の人口増加力が旺盛であるといふことは、とりも直さずその國の民族成長力の旺盛なことを表現するものであつて、實に國力の盛衰と人口問題は切つても切れぬ重大な關係にある。然るに世界の文明國は、フランスはもとよりイギリスもドイツも追々その出生率が減少の傾向を辿つて居り、我が國の如きも人口増加率そのものは停止の程度に立至らないが、出生率は大正九年以降に於て低下の傾向を見せてゐるのであつて、もしこの儘に推移して行くならば、我が國も遂には佛英と同じやうな運命に陥つてゆくものと推定しなければならぬのである。

今や我が國は東亞の大共榮圈を建設し、その悠久にして健全なる發展を圖ることを使命として學國一致未曾有の大業完遂に邁進してゐるのであるが、これが達成のためには是非、我が大和民族の人口の急激にして且つ永續的な發展増殖と、その資質の飛躍的な向上を圖つて東亞に於ける指導力を確保しなければならぬ。この重大時局にあつてわが出生率の低下は、最も戒心しなければならぬ大問題である。

よつて政府に於ては本年一月二十二日の閣議によつて我が國の人口政策確立要項を決定し、即ち昭和三十五年までに内地人口一億を目標とし、且つ人口の永遠的發展性を確保して増殖力及び資質に於て他國を凌駕し、高度國防國家に於ける兵力及び勞力並

00538

に東亞諸民族に對する指導力を確保するための適正なる措置を講ぜらるゝ等着々其の實現に努められて居る次第である。

依つて本縣に於てもこの國策に順應して、速に人口増強の實を擧げることとなり、今回人口増加方策の第一要件たる結婚の促進について、その實行事項を定めて全縣擧つてその實現に努めることとなつたので、左にその概要を記すこととする。

第一 結婚思想の普及徹底

結婚に關する正しい思想を普及啓蒙することは結婚獎勵の基本要件であるから、結婚は家族繁榮の根幹、國家興隆の基礎である所以を縣民一般に充分徹底せしめて、成るべく速かに健全な結婚をなすやう獎勵しなければならぬ。依つてこれに關し特に次の各項を強調する。

(一) 適齡結婚の普及

近時晩婚の傾向をなす其の根柢は、青年男女結婚後の生活に對する過度な文化的要求、及びこれに伴ふ徒なる不安及び憂慮にあつて、これがために結婚を逡巡する傾向が少くない。依つて結婚に關する實質眞摯なる氣風を振作し、成るべく速かに結婚して勞苦を共にし、健全な家庭を築いて優良な次代の國民を多數育成することが大切である。従つてこれまでの平均結婚年齢が男子二十八歳、女子二十四歳であつたのを三ヶ年早めて、男子二十五

歳、女子二十一歳までに結婚するやう獎勵し、一夫婦出生兒數平均五兒に達することを目標とする。

(二) 健全なる結婚の普及

結婚は單に當事者の間だけの問題でなく、長く子孫繁榮の基礎をなすものであるから、配偶者の選擇に當つては相手の身心の健康に重きを置き、外面的な條件に拘泥しないやうにし、なほこれがためにはなるべく結婚前にお互に健康證明書を交換し、惡質な遺傳病とか性病等の有病者と結婚を避けるやう指導する。

(三) 結婚に關する迷信の打破

結婚に關する種々の迷信が未だに世上に跋扈して、結婚の成立を妨げてゐることはまことに遺憾である。合性がどうか年廻りが悪いとか、丙午や方位の吉凶等はいづれも何等科學的根據のない荒唐無稽の迷信であるから、結婚にあつてかゝる陋習に提はれることを一時も早く打破するやうに努める。

第二 結婚の獎勵及び斡旋

結婚の促進を圖る爲にはその指導獎勵が極めて必要であるからこれについては左の方法を講ずる。

(一) 結婚獎勵斡旋の風の促進

縣民一般はもとより、特に各種の團體等に於てはこの國策に協力する主旨で、結婚の獎勵斡旋に心掛けるやう指導する。

00539

(二) 事業場等の斡旋施設の獎勵

會社、銀行、工場、鑛山其の他相當多數の従業員を有する事業場等では、従業員又は其の家族の結婚の獎勵及び斡旋を目的とする施設をするやう獎勵する。

(三) 結婚相談施設の獎勵

一般の結婚相談、指導及び斡旋に努めるため、市町村等の公共團體に對して結婚相談所又は結婚斡旋委員等の結婚相談施設を設けるやう獎勵する。

(四) 斡旋施設相互間の連絡

結婚斡旋の圓滑を期するため、結婚斡旋施設相互の間に連絡を目的とする會合、組織等について適當な措置を講ずる。

(五) 歸還軍人・傷痍軍人・職業婦人・海外在住者

歸還軍人並に傷痍軍人の結婚に關してはもとよりであるが、なほ婦人が職業に従事すれば自然結婚を失する傾向が多いから、職業婦人が著しく増加する現下の情勢に鑑み、その結婚については特に考慮して適當なる方法を講じなければならぬ。又海外特に滿洲、中華民國、南洋等に進出する男女に對して内地から配偶者を斡旋し、一は内地女性の結婚難を緩和すると共に、他面海外在住者の家庭生活の安定を圖ることが必要である。これがためには海外に於ける適當な機關と連絡して斡旋の途を講ずると共に、海外

事情の紹介普及に努め、徒らに海外生活に對して危懼の念を懷かしめぬやう指導する。

第三 結婚費用の徹底的輕減

結婚に多額の經費を濫費する因襲は、我が國一般の家庭に大なる負擔を與へるばかりでなく、これがために結婚を遅延せしめることは尠くない。依つてこの際既に改善方策が確立してゐる地方ではこれが實行の徹底を期すると共に、未だ改善について方策が確立してゐない地方では、地方の實情に即して速かに適當な對策を樹立し、結婚様式の改善を斷行して結婚費用、特に支度とか披露宴等の費用の徹底的輕減を圖り、戦時下の國民生活を強化すると共に結婚促進の實を擧げるやう指導する。

以上が今回縣で決定し、即時各方面で實行して人口増加の目的達成を期してゐる事項の概要であるが、人口問題は單に出生率増加だけでなく、前にもいふやうにその質が優良でしかも死亡率の少いといふことが重要な條件であるから、縣民は右の事柄を勵行して結婚促進の實を擧げると共に、現下人口問題の緊要性を確認し、國家の爲人口の量的並に質的増強に戮力するやう格段の覺悟を切望する次第である。

# 兵器獻納資源回收 運動釀出金報告

金額	町村名
一金四拾壹圓拾五錢	氣高郡鹿野町
一金貳拾七圓四拾九錢	西伯郡中濱村
一金五圓六拾壹錢	西伯郡大和村
一金七圓五拾四錢	氣高郡吉岡村
一金七圓貳拾七錢	入頭郡丹比村
一金七圓貳拾壹錢	氣高郡勝部村
一金六圓八拾九錢	東伯郡三徳村
一金拾四圓壹錢	入頭郡船岡村
一金貳圓七拾八錢	氣高郡豐實村
一金四圓五拾壹錢	西伯郡夜見村
一金拾九圓八拾九錢	西伯郡上道村
一金參圓六拾錢	西伯郡宇田川村
一金六圓參拾壹錢	氣高郡日置谷村
一金拾貳圓四拾壹錢	東伯郡橋津村
一金拾九圓七拾六錢	西伯郡光徳村
一金拾參圓五錢	日野郡溝口町

一金五圓六拾參錢 東伯郡上中山村  
 一金九圓五拾壹錢 東伯郡由良町

## ◎行旅、死亡人

自稱 東京市城東區龜戸町一丁目三 當二十二歳  
 族盤工 佐藤 政 好  
 人相 丈五尺三寸位、顔長、目並、眉濃、鼻高キ方、体格瘦  
 セタル方、頭髮長、其ノ他並特長ナシ  
 着衣 木綿ワイシャツ、綿薄茶色、羅沙ズボン、革製バンド  
 遺留品 黒革製短靴一足、フチ黒色ロイド眼鏡一、檀草(光空  
 箱一、貨幣、十錢アルミニ、一錢アルミニ  
 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

## ◎行旅 死亡人

一本籍氏名 不詳 年齢二十三歳位ノ女  
 二 容貌、特徴 色白ク肥満美人型 前齒二枚金冠  
 三 著衣 銘仙袷(鼠地ニ紫ノ桔梗花模様)裏(白モス無地)  
 紐紫色一筋赤色一筋  
 四 所持品 墓口一個(金十圓四錢在中)  
 五 發見日時及場所 昭和十六年十月十二日午後三時吾川郡長濱町横濱海岸ニ  
 漂着セルヲ發見左記ノ通身元不明ニ付假埋葬ニ附ス  
 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十六年十一月十八日印刷  
 昭和十六年十一月十八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
 印刷所 鳥取縣鳥取市大正村大字古海